

道路掘削復旧工事施行基準

町田市建設部

道路掘削復旧工事施行基準

施行 2010年 4月 1日

1 総則

- (1) この基準は、道路の占用に伴い道路を掘削し、復旧する場合の基準を定め、もって道路の構造の保全を図ることを目的とする。
- (2) 適用範囲は、町田市が管理する道路及び町田市が管理する道路法の適用を受けない通路とする。
- (3) 舗装の分類は、高級舗装、中級舗装、簡易舗装、歩道舗装とする。

2 掘削工事

(1) 掘削幅の規制

アスファルト及びセメントコンクリート舗装の掘削幅は、必要最小限の幅（安全に作業を行うことができ、かつ、埋戻し及び舗装復旧に支障にならない幅をいう。以下同じ。）とし、インターロッキング等の舗装の場合は、一枚を単位として、必要最小限の幅とする。

(2) 掘削工事施行方法

- ア 占用者は、道路占用許可申請書に添付した図書のとおり、工事を施行するものとする。
- イ 舗装の取壊し工事に着手する範囲は、1日以内に取壊し工事が完了できるものとする。
- ウ 舗装の取壊しはブレーカー又はノミの類を使用し、粗雑にならないように行うものとする。

3 復旧工事

(1) 復旧工事施行者

占用に伴う掘削跡の復旧工事は、占用者が行うものとする。

(2) 復旧工事の時期

復旧工事は、占用物件の埋設が完了した後、直ちに復旧工事（即時復旧）を施行するものとする。ただし、復旧工事の施行上等により即時復旧工事ができないものと道路管理者が認めたときは、この限りでない。

(3) 復旧工事施行方法

ア 復旧範囲

- (ア) 復旧は、掘削幅に影響復旧（19型0.19m、25型0.25m、40型0.40m、55型0.55m、65型0.65m）を足した範

困とする。ただし、高級舗装（65型、55型）である道路の場合又はそれ以外の道路で当該道路が掘削規制期間中の場合は、併せて表基層部分（歩道及び25型の場合は表層部分）の復旧も行うものとする。

(イ) 復旧範囲は次の表のとおりとする。

掘削制限 復旧タイプ (舗装分類)	規制期間中		規制解除後	
	縦断方向	横断方向	縦断方向	横断方向
アスファルト歩道 (歩道舗装)	1m以上	全幅員	1 m以上	全幅員
復旧タイプ25型 以上40型未満 (簡易舗装)	2 m以上	半幅員又は 全幅員	影響復旧範囲	影響復旧範囲
復旧タイプ40型 以上55型未満 (中級舗装)	3 m以上 斜め施行	半幅員又は 全幅員	影響復旧範囲 斜め施行	影響復旧範囲
路線バスが運行す る路線及び 復旧タイプ55型 (高級舗装)	4 m以上 斜め施行	半幅員又は 全幅員	4 m以上 斜め施行	半幅員又は 全幅員
都市計画道路及び復 旧タイプ65型以上 (高級舗装)	5 m以上 斜め施行	半幅員又は 全幅員	5 m以上 斜め施行	半幅員又は 全幅員

備考

- 1 復旧範囲の詳細は、別図に示すところによる。
- 2 この表により難しいものは、現地立会いにて復旧範囲を指示するものとする。

(ウ) (ア)及び(イ)の規定にかかわらず、掘削により舗装体が切断され路面加重に耐えられないことにより、舗装破壊の原因になると道路管理者が認めた場合又はその区域外においても、その工事に起因して舗装に影響があると道路管理者が認めた場合は、道路管理者の指示する範囲及び舗装の種類で復旧するものとする。

なお、道路管理者が認めた場合は、掘削の規模にかかわらず掘削幅内を復旧範囲とし、表基層部分を縦断方向1 m以上、横断方向半幅員又は全幅員施行することにより路盤について先行施行をすることができるものとする。

イ 既設舗装の取り壊し

復旧工事における既設舗装の取り壊しは、路面に直角にダイヤモンドカッター等を使用し、粗雑にならないように施行するものとする。

ウ 埋戻しの方法

- (ア) 埋戻しは、ランマー等の締固め機械を使用し、敷きならし厚0.3メートルごとに十分な締固めを行うものとする。
- (イ) 占用物件の周囲とその上端0.1メートルまでは、占用物件の保護等を考慮し、突き棒や電動式締固め機械等を併用して十分な締固めを行うものとする。

エ 埋戻しの材料及び使用部分

(ア) 埋戻しの材料

- i) 埋戻し材料は、埋戻し位置によってしゃ断層用砂、埋戻し用砂、改良土（第一種改良土及び第二種改良土をいう。以下同じ。）粒状改良土又は流動化処理土を使用するものとする。
- ii) i) の規定にかかわらず、道路管理者が認めた場合は、i) に規定する埋戻し材料以外の埋戻し材料を使用することができるものとする。
- iii) 粒状改良土又は流動化処理土を使用する場合の取り扱いについては、道路管理者と別途協議するものとする。

(イ) 埋戻しの材料使用部分

- i) 車道部及び歩道部の路床面から占用物件の上端0.1メートルまでの部分にあつては、しゃ断層用砂、埋戻し用砂、又は改良土のいずれかを使用するものとする。
- ii) 車道部及び歩道部の占用物件の周囲とその上端0.1メートルまでの部分にあつては、しゃ断層用砂又は第二種改良土のいずれかを使用するものとする。ただし、埋設管が多数埋設されている箇所若しくは防護工の下に当たる部分で締固めが困難な箇所、又は地下水位が高く、ポンプで揚水しても締固めが十分にできない箇所においては、しゃ断層用砂を使用するものとする。

オ 舗装工

舗装構造は、原則施行前と同一の構造で復旧するものとし、施行については「土木工事標準構造図集（町田市）」によるものとする。ただし、歩道舗装については、引込み管等の小規模掘削に係る箇所及びインターロッキングブロック舗装等を除き透水性舗装で復旧するものとする。なお、施行前の舗装構造が「土木工事標準構造図集（町田市）」によらない場合等の特殊事情がある場合は別途道路管理者と協議するものとする。

カ 舗装先行工事の復旧方法

舗装先行工事の復旧方法については、道路管理者の指示によるものとする。

キ 舗装材料

復旧工事に使用する材料規格は、東京都建設局の土木材料仕様書による。

4 施行管理

ア 占有者は、占有工事等の実施に際し、現場に工事責任者を配置して工事の内容を管理するものとする。

イ 占有者は、「東京都土木工事標準仕様書」並びに「土木工事施工管理基準（東京都建設局）」に基づき施行及び管理を行うこととし、同基準記載の提出書類を作成、保管し、道路管理者がその提出を求めたときは、遅延なくこれに従わなければならないものとする。

5 埋戻し復旧跡及び舗装完了の検査

占有者は、舗装完了後、竣工届を道路管理者に提出し、復旧工事について次の検査を受け、合格しなければならないものとする。

(1) 埋戻し復旧跡の検査

都市計画道路及び路線バスが運行する路線等主要な路線で、道路管理者が必要と認めた工事については、施行管理記録簿等の提出資料によって埋戻し復旧の検査を受けるものとし、その判定値が次の合格判定値を満たしたときに合格とする。その他の工事については、道路管理者の指示により、写真等による検査とすることができる。

ア 合格判定値

(ア) しゃ断層用砂及び埋戻し用砂

土研式円錐貫入試験・・・0.1メートルの貫入に要する打撃回数が16回以上

(イ) 改良土

締固め度・・・・・・・・・・90パーセント以上

イ 試験方法

別途指示するものとする。

(2) 舗装完了の検査

都市計画道路及び路線バスが運行する路線等主要な路線で、道路管理者が必要と認めた工事については、表層材料、路盤材料、舗装厚、密度及び平坦性について確認できる証明書、供試体及び写真等の資料を道路管理者に提出し、舗装完了の検査を受けるものとする。その他の工事については、道路管理者の指示により、写真等による検査とすることができるものとする。

なお、舗装完了の検査は、道路管理者の指示する区間とする。

6 その他

(1) 路盤築造後の措置

占有者は、加熱アスファルト混合物又は道路管理者の指示する復旧工法で仮舗装し、舗装体の復旧工事をするまでの間は、その維持修繕に努めるものとする。

(2) 復旧工事完了後の措置

占有者は、舗装完了の検査を受け、合格した日から次の期間中（責任期間）、復旧箇所の維持修繕に努めるものとする。

ア 車道部

(ア) 高級舗装及び中級舗装 12か月

(イ) 簡易舗装 6か月

イ 歩道部 6か月

(3) 道路に与えた損傷等の措置

占有工事及び仮舗装の期間中並びに上記責任期間中において、占有工事の施行に起因して道路に与えた損傷又は第三者に与えた損害については、占有者が措置するものとする。

(4) 占有者が履行すべき事項の道路管理者の代行措置

責任期間中に道路管理者が復旧箇所の修繕を指示した場合は、その指示によるものとする。

占有者が指示事項を履行しない場合又は道路管理者が不十分と認めた場合には、道路管理者が措置し、その費用は占有者が負担するものとする。

(5) 監督事務費

占有者は、掘削復旧工事完了の検査に要する監督事務費を負担するものとする。

なお、監督事務費の額は、別に定める道路掘削復旧工事監督事務費徴収単価表により算出した額とする。

(6) 工事に伴う安全対策等

ア 占有者は、その責任において安全対策等を適切に措置するものとする。

イ 工事中は、許可書を携帯し、道路監理員の指示に従うものとする。

ウ 工事に際しては、工事内容を記した案内板を掲示するものとする。

エ 道路の使用に関することは交通管理者（警察）の指示に従うものとする。

(7) その他

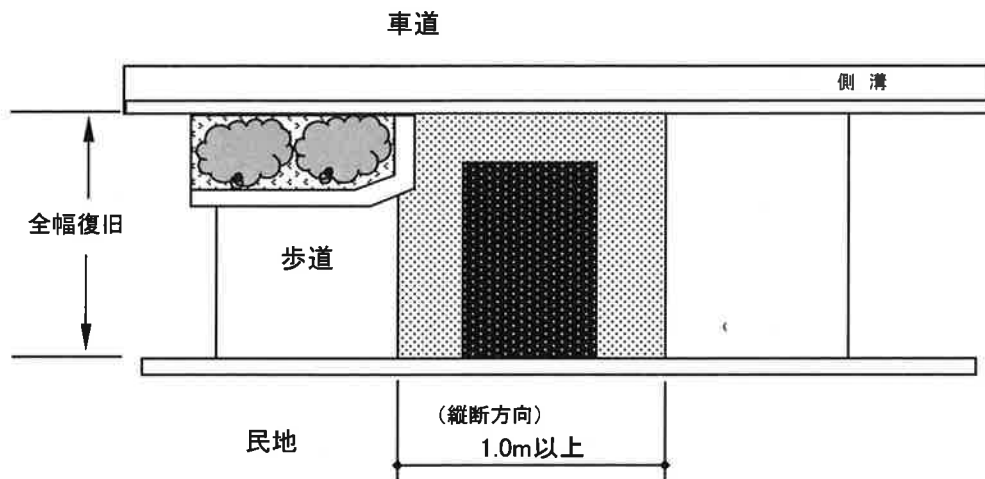
ア 前各号のほか、道路法、同法施行令、同法施行規則、道路交通法、町田市道路占用規則及びその他関係諸法規に従うこと。

イ この基準に掲げた以外の事項又は疑義を生じた場合は、道路管理者の指示によるものとする。

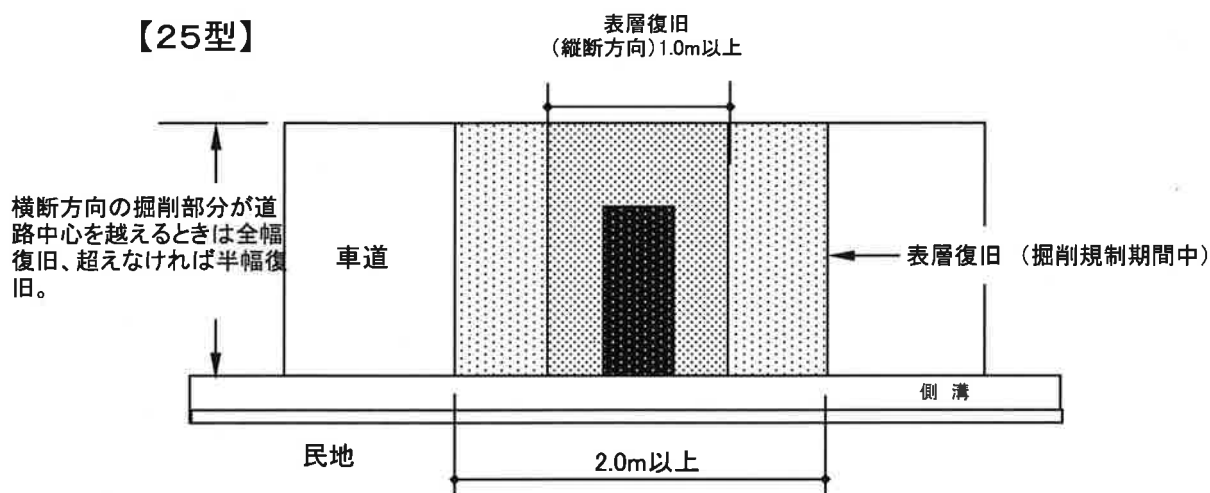
(別図)

舗装復旧範囲図〔参考図〕

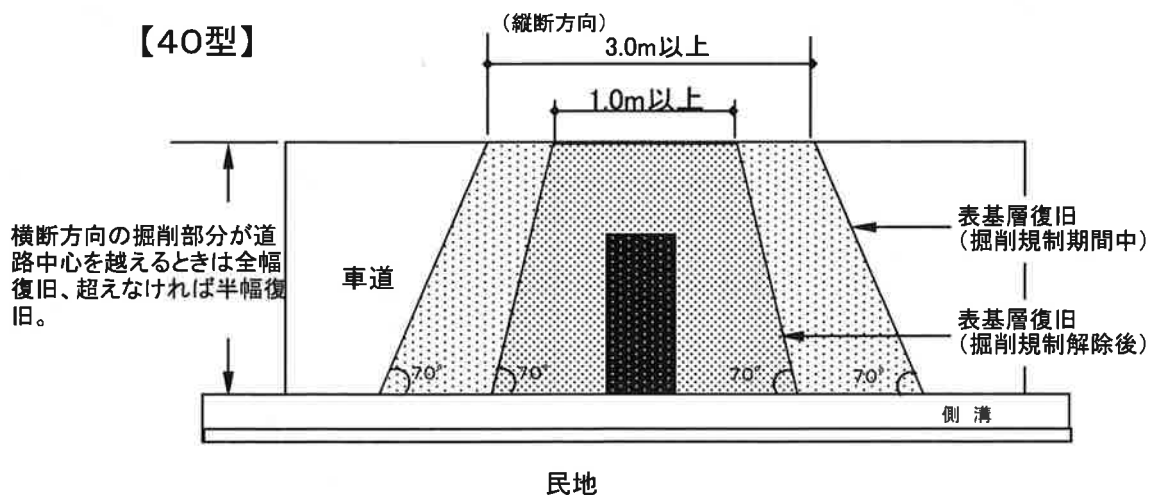
【歩道】(1.0m以上の幅で歩道全幅復旧)



【25型】

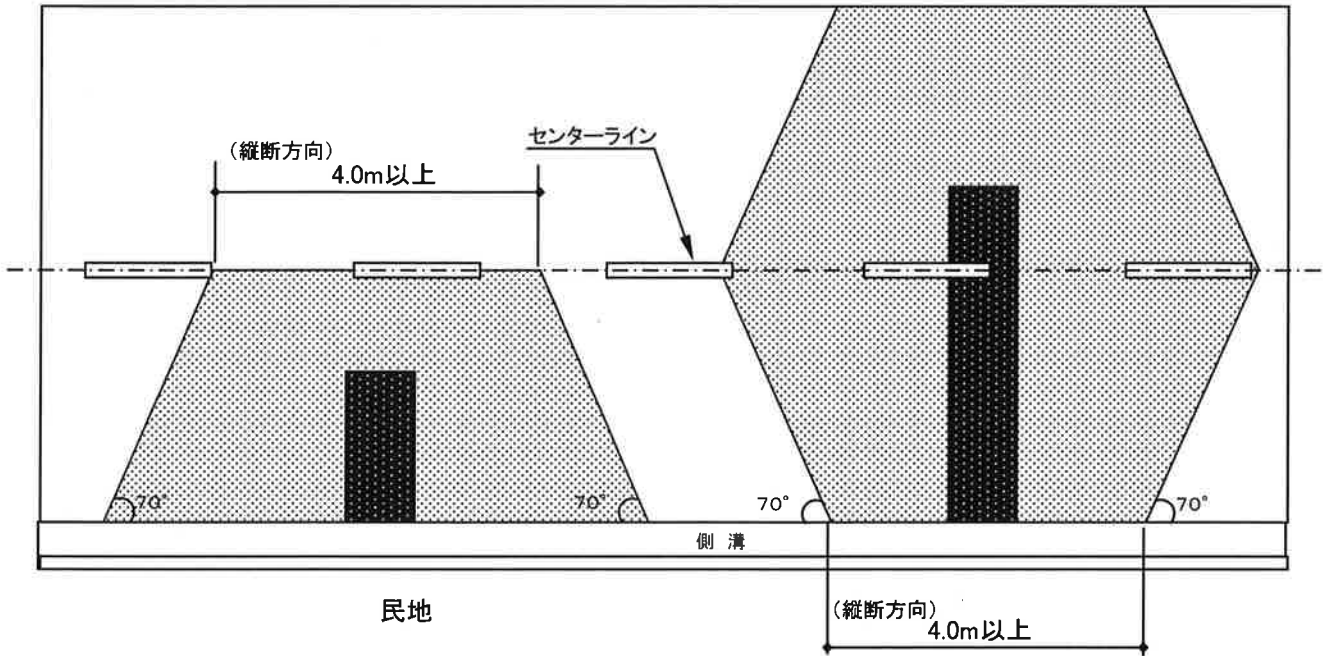


【40型】



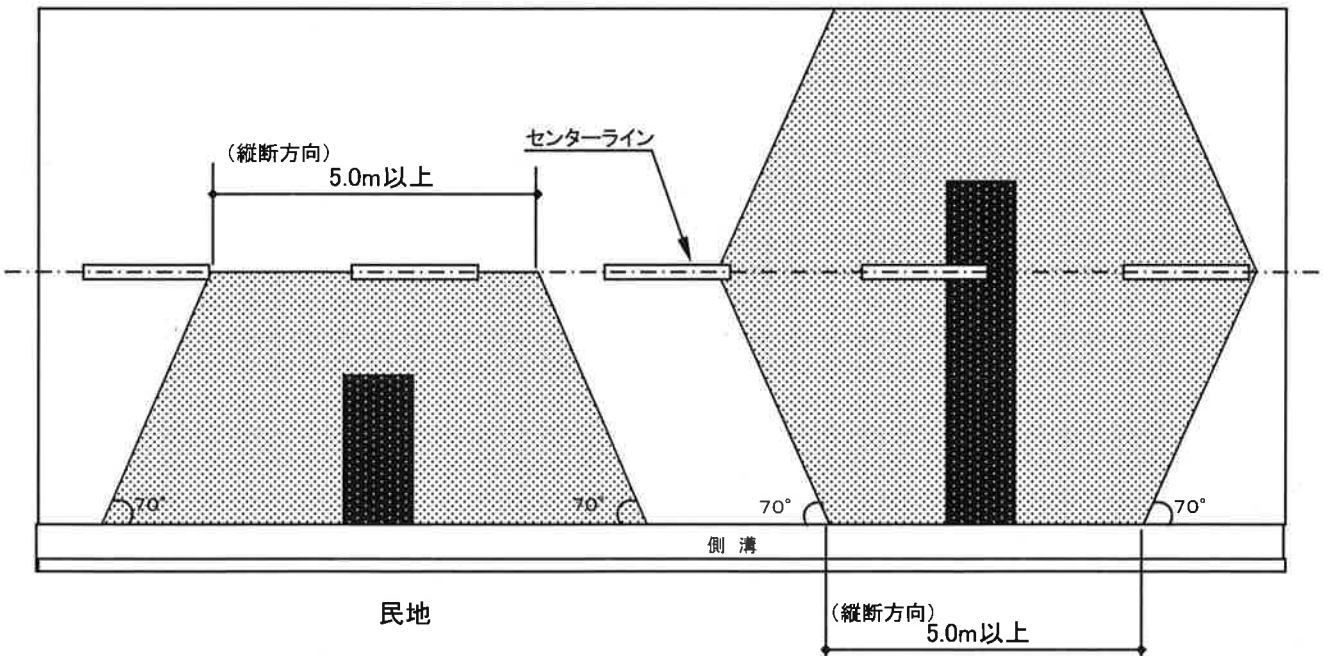
■ ... 掘削部分 ▨ ... 表(基)層復旧部分 ▩ ... 表(基)層復旧部分 (掘削規制期間中)

【55型及び路線バスが運行する路線】掘削規制の有無にかかわらず下記の復旧



※ 横断方向の掘削部分が道路中心を越えるときは全幅復旧、超えなければ半幅復旧。

【65型及び都市計画道路】掘削規制の有無にかかわらず下記の復旧

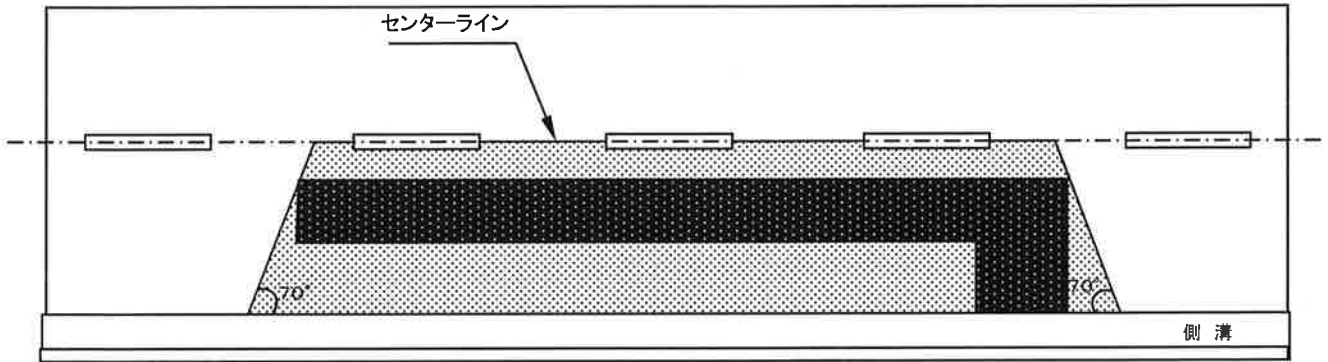


※ 横断方向の掘削部分が道路中心を越えるときは全幅復旧、超えなければ半幅復旧。

…… 掘削部分

 …… 表(基)層復旧部分

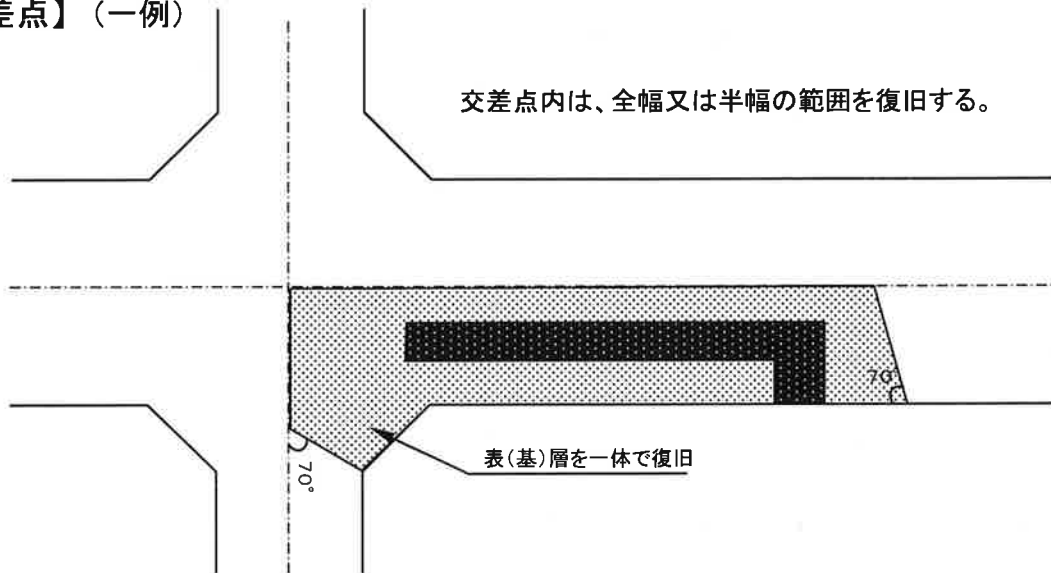
【縦断掘削】



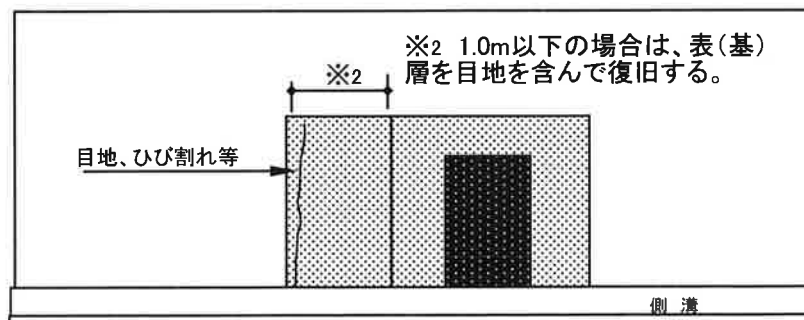
※ 横断方向の掘削部分が道路中心を越えるときは全幅復旧、超えなければ半幅復旧。

... 掘削部分
 ... 表(基)層復旧部分

【交差点】(一例)

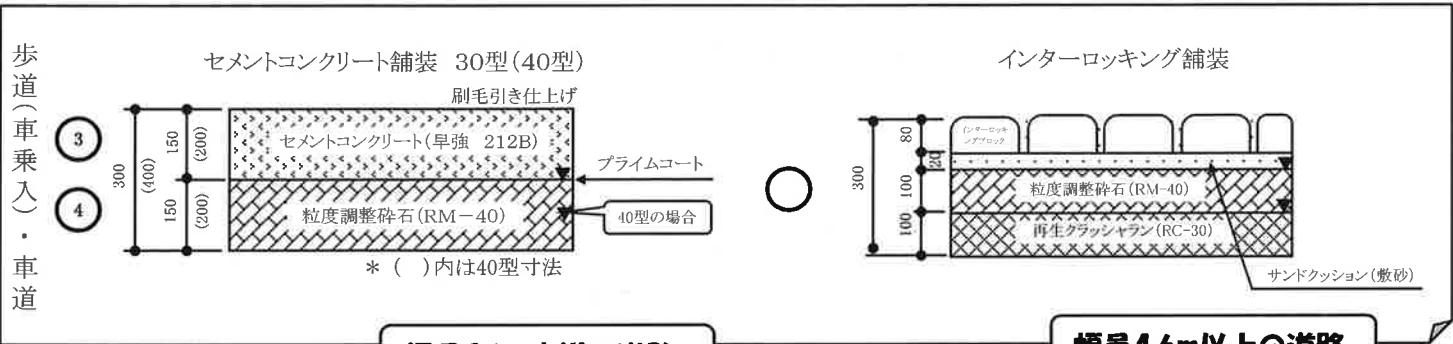
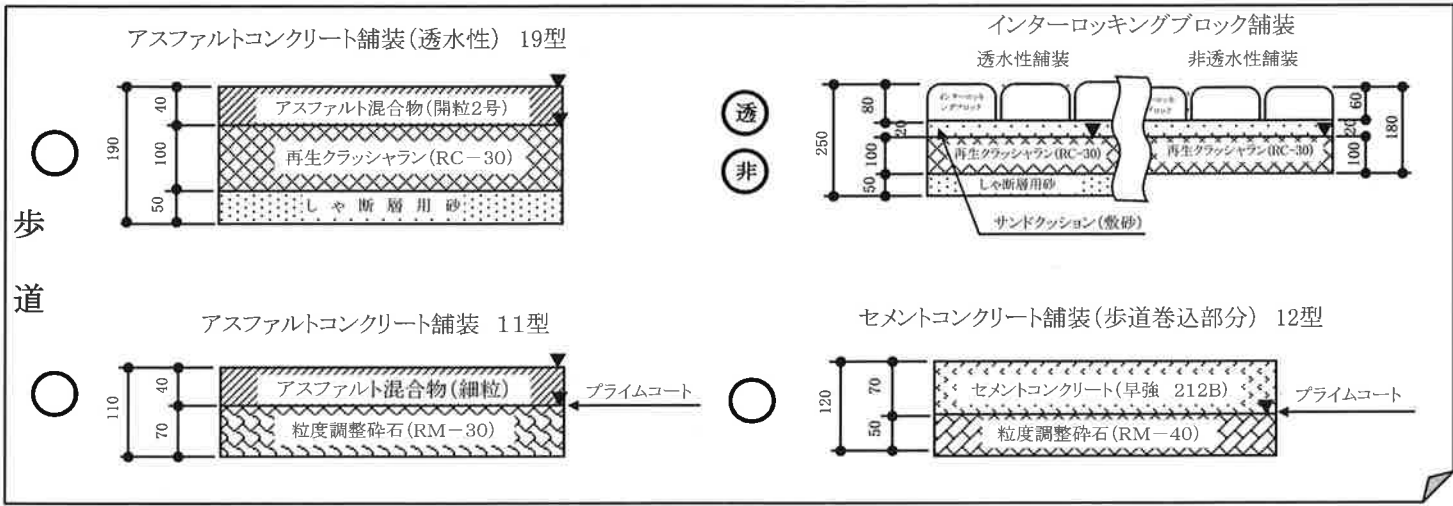


【その他】 掘削目地、ひび割れ等がある場合



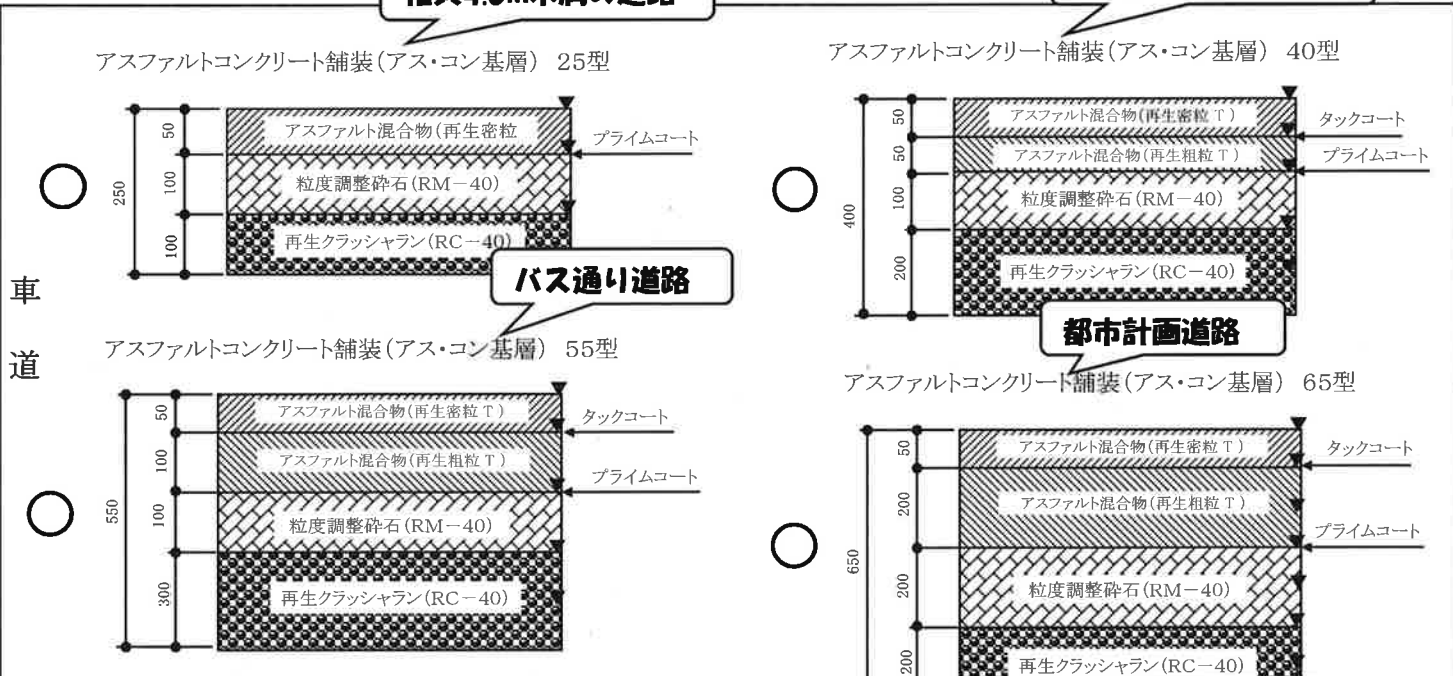
... 掘削部分
 ... 表(基)層復旧部分

舗装復旧標準構造図抜粋(町田市)

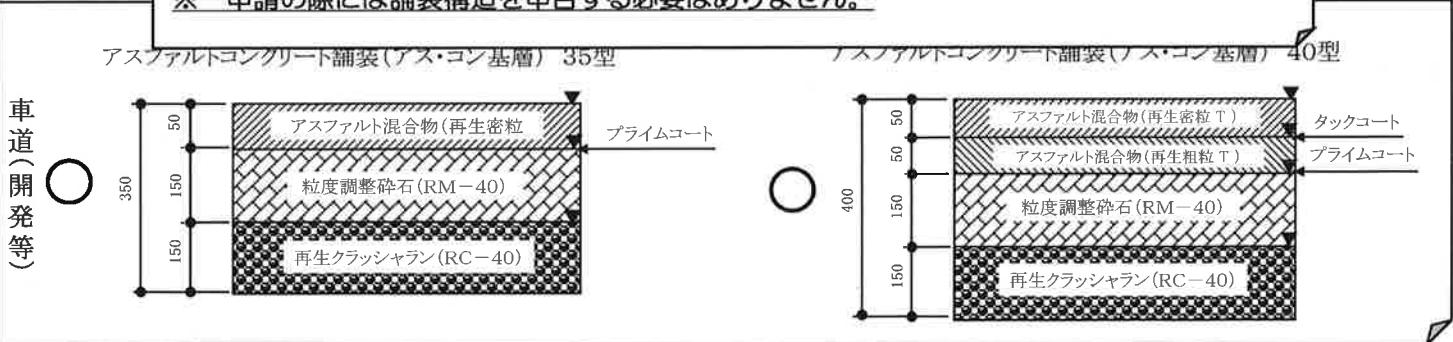


幅員4.6m未満の道路

幅員4.6m以上の道路



町田市道は目安としては上記のような構造となっているが、復旧は現況を優先すること。
 ※ 申請の際には舗装構造を申告する必要はありません。



- * 道路縦断勾配が7%以上の場合、密粒ゴム入りギャップ舗装にすること。
- * 現況舗装構造が著しく相違する場合、構造について協議すること。